

役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人青鸞会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬、退職慰労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表3に定める算式により算出される額

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎年会計年度末
- (2) 賞与 毎年会計年度末
- (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任または死亡により退任した後3ヶ月以内

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人、施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別表6に定めるとおり、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、月数で算出した額を支給する。
2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前月までの報酬を支給する。
3 年度途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、就任中の月数で算出する。
4 第2項の規定に関わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円未満を切り上げて端数処理を行う。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則 この規定は平成29年7月1日より施行する。

別表 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 10 万円を超えない範囲で支給する。
業務執行理事	年額 10 万円を超えない範囲で支給する。
理事	年額 10 万円を超えない範囲で支給する。

別表 2 (常勤の理事の賞与)

6 月の賞与	当面の間支給しない。
12 月の賞与	当面の間支給しない。

別表 3 (常勤理事の退職慰労金)

退職慰労金	一律 5 万円とする。
-------	-------------

別表 4 (非常勤役員の報酬)

報酬の額	別表 1 を準用する。
退職慰労金	別表 3 を準用する。

別表 5 (評議員の報酬)

報酬の額	別表 1 を準用する。
退職慰労金	別表 3 を準用する。

別表 6 (役員及び評議員の旅費及び費用)

旅 費	しょうとくこども園職員旅費規程に基づいて支給する。対象区分については理事又は監事、評議員を園長に読み替えて準用する。
費 用	理事会又は評議員会 1 日 1 回につき、県内の役員及び評議員に費用として一律 3,000 円、県外の役員及び評議員にはそれに加えて費用として実費を支払う。同日内に複数開催された会議についてはこれを 1 回とするが、会場が異なる等別途費用がかかる場合は適宜支給することがある。監事監査等、同日内でも極端に開催時刻が異なる場合は費用を支払う。
その他の費用	勤務又は出張にあたり、概算払いにて支払い後に清算を行う。その他、しょうとくこども園職員旅費規程にもとづき支給する。